

## 告 示

### 埼玉県告示第六百六十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 処分をした年月日

令和二年六月十一日

#### 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

##### イ 商号

株式会社靖和

##### ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県川口市末広一丁目二十四番二十号

##### ハ 代表者の氏名

新井 敏之

##### ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第六八七四九号

#### 三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

#### 四 処分の原因となった事実

株式会社靖和の役員は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反の罪により、さいたま地方裁判所から禁錮二年（執行猶予三年）の判決を受け、令和二年一月二十九日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。